

「食の環」プロジェクトロゴマークについて

問 環境衛生課 環境衛生係 ☎72-9001

「食の環」プロジェクトとは、経済的、物理的に食品にアクセス困難な方々に健康な食生活を享受できるようにする取り組みです。

買い物をするときに、食べきれないほどの食材を買わないようにし必要な分だけ買うようにする。すぐ食べる商品は「てまえどり」を意識する。外食時は、食べきれぬ量だけを注文する。消費期限・賞味期限を把握するなど、こういった行動を心がけることがプロジェクトの活動の一環になります。

「食の環」プロジェクトにご賛同いただき、ロゴマークの使用を希望される方(事業者・個人)は、使用規程およびデ

ザインガイドなどをご確認の上、消費者庁に届け出いただくことで、「食の環」プロジェクトロゴマークを名刺や資料などに使用(商品パッケージも可)することが可能です。

詳細は、プロジェクトページをご確認ください。



消費者庁食品ロス削減特設サイト
「食の環」プロジェクトページ▶



相談してみた。少しほっとした。 ～3月は自殺対策強化月間です～

問 福祉課 福祉・障がい者支援係 ☎72-5164

人に話すこと、伝えることで、こころが軽くなるかもしれません。

県では、心身の不調やLGBTなどに関する悩みを相談できるSNS相談窓口を開設しています。ご本人だけでなく、ご家族や友人などからも相談を受けています。相談は無料で秘密は守られます。

※相談対応：大分県公認心理師協会

相談手順

- ①二次元コードを読み取りLINEで友だち登録
- ②受付日時に「相談する」をタップ

利用時間 毎週水曜日・金曜日 午後7時～10時

身近なこころの相談窓口

こちらもご利用ください。

相談受付

月～金の午前8時30分～午後5時
(祝日・年末年始の閉庁日除く)

福祉課 ☎72-5164
市民健康課 ☎72-5189
東部保健所国東保健部 ☎72-1127



LINE登録

【相談無料!!】空き家活用はじめる相談室開催のお知らせ

申・問 観光・地域産業創造課 産業創出係 ☎72-5183

ビジネスに、地域活性化に、日々の暮らしに。空き家は活用次第で「まちの魅力」を高める可能性を秘めています。以下の対象者の方に向けて無料相談会を開催します。事前予約が必要になりますので、電話またはメール(sosei@city.kunisaki.lg.jp)にてお問い合わせください。

日時 3月28日(金) 午後2時～6時

3月29日(土) 午前10時～午後2時

場所 鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設(きとわ)

- 対象者
- ①空き家の活用を検討している物件所有者の方
 - ②空き家を探している事業者の方
 - ③空き家を活用したまちづくりに興味のある方



国東市市民特派員を募集します

申・問 政策企画課 広報・DX推進係 ☎72-5008

市は、市政および地域の情報提供を行っている市報くにさきおよび市公式SNSなどの役割をさらに充実、発展させ新鮮で親しみやすい記事づくりを目指すとともに、市政への市民参加をより一層推進するために、国東市市民特派員を募集します。

活動内容

- ①市内における公共的・公益的イベントや話題、心温まる出来事などの情報を市に提供
- ②①の情報や市の企画する事業について取材し、写真と記事を原則月2回程度提出
- ③年2回の会議に出席(別途必要に応じて開催)

応募資格(下記全てに該当する方)

- (1)満20歳以上で、引き続き1年以上市内に住所を有すること。
- (2)市の広報活動に深い関心を有し、積極的な情報発信が可能であること。
- (3)市報くにさき、市ホームページおよび市公式SNSなどで顔写真および氏名(ペンネーム可)を紹介しても差し支えないこと。
- (4)市に提出した写真などについて、市が校正を行い、市報くにさき、市ホームページおよび市公式SNSなどに掲載(投稿)することに同意いただけること。



- (5)活動に係る注意事項および禁止事項(募集要項に記載)を遵守できること。
- (6)常勤の公務員および議会の議員ではないこと。

謝礼 なし

申込期限 3月21日(金)

※市民特派員から提供していただいた情報はインスタグラムなどの市公式SNSで見ることができます。



市Instagram



市ホームページ



応募はコチラ

令和7年度 軽自動車税(種別割)「減免」のお知らせ

問 税務課 市民税係 ☎72-5156

身体(精神)に障がいがある方が所有する軽自動車の税金は、一定の要件を満たす場合、申請により減免することができます。

※障がい者一人につき1台のみです。

※普通自動車で減免を受けている方は対象外です。

※障がいの等級などによっては減免対象とならない場合があります。

申請に必要な書類

- ・申請書・通院などの証明書(本庁税務課・各総合支所の窓口に設置)
- ・身体障害者などの手帳
- ・自動車検査証
- ・運転免許証
- ・マイナンバー(個人番号)カード

令和6年度の申請者は現況届の提出を

令和6年度に減免を受けられた方の翌年度以降の申請は、「現況届」を提出していただくことで、申請手続きに変えることができます。

令和7年度の申請内容に変更がない場合は、現況届のみの提出となります。

対象者(令和6年度に減免を受けられた方)には、3月末に現況届提出のご案内を送付します。

申請期間 4月1日(火)～5月30日(金)

※期間外の受付はできません。

問い合わせ先

●軽自動車税(種別割)の減免について
税務課 市民税係 ☎72-5156

●自動車税(環境性能割・種別割)の減免について
別府県税事務所 ☎0977-67-8211